

工事積算内訳書の事後公表について

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において、積算内訳書を公表することとなっており、これまでも実施してきたところですが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正を受け、下記のとおり実施することとしたのでお知らせします。

記

- 1 実施内容
公表する内訳書は、工事設計書(表紙)、工事総括数量表、総括書、工種別総括書、内訳書、科目別内訳書(建築)を原則とする。
- 2 対象案件
予定価格 400 万円以上の工事契約のうち競争入札案件
- 3 公表方法
契約担当部署で公表場所を設け、書面閲覧で公表する。
(内訳書の写は交付しない)
- 4 公表期間
契約確定の日から 1 か月間(翌月の月末まで)とする。
- 5 適用年月日
令和7年7月1日以降に公表する案件から適用

【問合せ先】 水道局経理部契約課契約調整担当
直通 03-5320-6402